

高槻市人工内耳装置等購入費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人工内耳を装用している者の福祉の増進を図るため、「特定保険医療材料の定義について」(令和6年3月5日保医発0305第12号)(別表)のⅡの090(3)②により規定されている人工内耳用音声信号処理装置又は人工内耳用の空気電池、乾電池、充電電池、充電器等(以下「人工内耳装置等」という。)の購入又は修理に要する費用の助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金の交付対象となる者は、購入時、修理時及び申請時において、人工内耳を装用している児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に規定する障がい児(以下「人工内耳装用児」という。)であつて、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民票に記載されている者とする。ただし、人工内耳装置等の購入又は修理に関し、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- (1) 医療保険が適用される者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)規定による補装具費の支給を受ける者
- (3) 人工内耳装置等の購入元と提携する任意保険(動産保険)の適用を受けるもの
- (4) 人工内耳装置等の購入元による保証が適用される者
- (5) その他の給付を受けることができる者

(助成額及び交付)

第3条 助成の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、人工内耳装置等の購入又は修理に要した費用に相当する額とし、予算の範囲内において助成金を交付する。

2 助成金の交付対象となる者の当該年度における助成額の対象経費、助成金の額及び限度額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付の申請は、人工内耳装置等を購入又は修理した日の属する年度末日までに、人工内耳装用児の保護者が行うものとする。ただし、人工内耳装用児が満18歳に達する年度については、満18歳に達する日の前日までに申請を行わなければならない。また、高槻市人工内耳装置等助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書(銀行振込で決済した場合等における振込明細書等弁済をしたことを証する書類を含む。)

- (2) 人工内耳装用者カードの写し(人工内耳埋込術を受けたことを証する書類を含む。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、助成を行うことが適当であると決定したときは人工内耳装置等助成交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知し、助成を行うことが適当でないと決定したときは人工内耳装置等助成不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請をした者に通知する。

(助成の決定の取消し等)

第6条 市長は、この要綱の規定による助成の決定を受けた者又はこの要綱の規定による助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成の決定を取り消し、又は当該助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請によって助成の決定又は助成を受けたとき
- (2) 正当な理由がなく装置をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき
- (3) その他市長の指示に従わなかったとき

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

附 則

この要綱は決裁日から施行し、平成30年4月1日以降の利用から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項	対象経費	助成金の額	限度額
1	人工内耳用音声信号処理装置の購入費用	購入に要した額	200,000円
2	人工内耳の空気電池、乾電池、充電電池又は充電器等の購入又は修理費用	購入又は修理に要した額	30,000円

高 第 号
年 月 日

様

高槻市長 濱田 剛史



高槻市人工内耳装置等助成交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました高槻市人工内耳装置等助成金につきまして、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付決定保護者氏名	
交付決定対象児童氏名	
交付決定年月日	年 月 日
利用者負担額	金 円
助成限度額	金 円
対象経費	1 人工内耳用音声信号処理装置の購入費用
	2 人工内耳の空気電池、乾電池、充電池又は充電器等の購入又は修理費用
交付決定額	金 円

振込先	金融機関	
	口座種目	
	口座番号	* * * *
	口座名義人	

【教示】

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、高槻市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、高槻市を被告として(高槻市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

保護者氏名 様
(児童氏名 :)

高槻市長 濱田 剛史 印

高槻市人工内耳装置等助成不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請（申請額 円）のありました高槻市人工内耳装置等助成金
(人工内耳用音声信号処理装置の購入費用 人工内耳の空気電池、乾電池、充電池又は充電器等の購入又は
修理費用)につきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

【不交付の理由】

【教示】

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、高槻市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、高槻市を被告として(高槻市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。